

あたる物にや、されど綾蘭笠のごとく、たはやかにはあらざるべけれど、ことなる晴なれば、風流にしてけるか、いかさまにも常の狩の例にはあらざるべし、

〔提醒紀談〕竹笠の教諭

周防守重宗いまだ御小姓の時、明年御上洛の御供支度を、京都なる父伊賀守家老方へ申越れけるところに、いかゞとこほりしにや、秋の末まで一色も下されず候故に、又申越されしは、先達て申遣し候御供支度の品々、只今にいたり一色も出来さし越なく候、不届千万に候、早々さし下すべきよし催促申されければ、十月にいたり、荷物一箇下りたるゆゑ、家老ども披露申ければ、周防守すなはちこれへ持參候へと申さるゝによりて、兩人にて持出たるを、あけさせ見られければ、大なる竹の子笠一かいこれあり、何れもあきたるやうすなり、周防守には心得られしと見えて、打笑ひ、下げよと申されける故、その節、谷三助と云もの側に居合せ、御前には御合點遊され候と相見え候、彼笠は何の御用に立候ものに候やと申しければ、周防守申さるゝは、あの笠を著て上を見るなといふこと、打笑はれしほどに、親も親子も子なりと、三助感じ語りしとなり、古

話雑

〔東海道名所記〕道中には、中馬がたは、菅笠の檐口たゞれ、竹の子笠のほねばなれたるに、繩のしめ緒をつけてうちかぶり、下

〔有徳院殿御實紀附録〕四月享保十九年十一月、志村にて追鳥狩ありしにも、またがひ玉ひしが、卿徳

川宗のいで立竹笠細袖、四布の袴に脛巾つけて、かひぐしかりしを御覽ありて、けふのよそひいかに古雅なりと稱せらるゝ、

〔徳川禁令考五十降籍十考〕寛政六寅年四月

竹之皮細工之儀ニ付、彈左衛門より差出候書付、